

4 第 44 条の 3 《共同利用施設の特別償却》関係

【改正の概要】

平成 27 年度の税制改正において、共同利用施設の特別償却制度について、次の見直しが行われた（措法 44 の 3 ①、措令 28 の 5）。

- (1) 対象施設について、一の共同利用施設の取得価額が 100 万円以上のものとされた。
- (2) 適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 2 年延長された。

なお、連結納税制度においても同様の改正がされている（措法 68 の 24①、措令 39 の 52）。

【新設】（圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定）

44 の 3-1 措置法令第 28 条の 5 第 1 項に規定する一の共同利用施設の取得価額が 100 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

【解説】

- 1 本制度の適用対象である共同利用施設については、一の共同利用施設の取得価額が 100 万円以上のものとされているが（措令 28 の 5）、本制度と法人税法上の圧縮記帳とは重複適用が可能であることから、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた共同利用施設について本制度の適用を受けようとする場合には、その取得価額が上記の金額以上であるかどうかを圧縮記帳前又は圧縮記帳後のいずれの金額によって判定するのか疑義が生ずる。

この点、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳後の金額を取得価額とするものとされており（令 54③）、本制度の適用に当たっても、措置法令第 28 条の 5 の規定振りからみて同様に取り扱うのが相当である。

そこで、本通達において、一の共同利用施設の取得価額が 100 万円以上であるかどうかを判定する場合、その資産が法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしている。

なお、この場合には、特別償却の計算も、圧縮記帳後の金額に基づいて行うこととなる。

- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 24-1）を定めている。